

2026 年度 明治学院大学課外活動評価報奨金

募集要項

1 目的

明治学院大学課外活動評価報奨金(以下、「報奨金」という)は、広く明治学院大学(以下「本学」という)の学部生による課外活動を活性化させることにより、本学の学生教育の質を向上させ、本学の教育理念の実現に資することを目的として設ける。

2 支給を受ける資格

- 本学の公認団体又は本学の学部中に在籍する学生のみで構成される団体もしくは学部生に支給する。(※団体に所属していない個人による応募も可)
- 白金祭実行委員会・戸塚まつり準備会・オリエンテーション実行協議会・公認団体執行部およびそれに準ずる団体およびインターカレッジサークル等には支給しない。

3 支給対象となる成果・活動等

- 2 で定めた団体又は個人による顕著な活動・成果および本学の教育理念の実現に資する活動・成果等を対象に支給する。
- 所属する団体の活動と異なる分野に関する個人の活動・成果については、当該個人によるものとして応募を認める。ただし、個人によるもので所属する団体と同じ活動・成果については、個人での重ねての応募は認めない。
- 過去の個人応募の例として、バレエコンクールや書道展などでの入賞、学外で研究成果の発表などがある。

4 対象期間

2025 年 10 月 1 日(水)から 2026 年 9 月 30 日(水)までの活動を対象とする。

5 申請書の提出

申請書提出期間：2026 年 10 月 1 日(木)～2026 年 10 月 31 日(土)

受付専用メールアドレス (gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp) 宛に提出

- 応募書類は、ポートヘボンのお知らせ「2026 年度明治学院大学課外活動評価報奨金の募集について」の添付ファイルから入手すること。
- 応募書類は本学ホームページ
<https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/activity/download.html> から入手可能。

6 提出書類

所定の申請用紙に記入のうえ、提出すること。

- 活動や表彰等を裏付ける証書を PDF ファイル形式等でメール添付すること。裏付は可能なかぎり公的なものとする。
- 団体活動(公認団体以外)で申請する場合は、申請書および活動・成果を裏付ける証書に加え、当該団体の活動内容およびその構成員の所属等を明示した書類を提出すること。

7 審査

公認 4 者団体の代表学生および学生部で提出された書類等を評価基準に照らして採点し、支給対象とすべき団体・個人を選出のうえ、学生部委員会の承認を経て決定する。

8 支給額

- 公認 4 者団体：50 万円(上限額)
- 任意団体：30 万円(上限額)
- 個人・団体活動(公認団体以外)：15 万円(上限額)

9 審査結果の公表および報奨金の支給

2027 年 3 月上旬に結果を公表予定。報奨金の支給は 2027 年 3 月中旬を予定。

以 上